

濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能保全計画策定業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業(機能保全計画策定事業)により、濃尾用水第二期農業水利事業で造成された奥村幹線水路、大江奥村導水路、大塚支線水路及び二ツ寺支線水路の機能保全計画を策定するものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務において調査対象とする施設の場所は、愛知県一宮市、江南市、稲沢市及びあま市地内で、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 また、作業実施のため施設用地以外に借用地が必要な場合には、監督職員と協議するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものであるものとする。	

項 目	内 容	備 考																	
(管理技術者) 第 1－7 条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木					
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目																	
技術士	総合技術監理部門	農業－農業土木 農業－農業農村工学																	
	農業	農業土木 農業農村工学																	
博士	農学																		
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																		
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。																		
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																		
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																		
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td rowspan="4">農 林 水 産 省 農 村 振 興 局</td><td>R5. 4</td></tr><tr><td>2</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>3</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td><td>H27. 11</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂) 年月	1	農業水利施設の機能保全の手引き	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	R5. 4	2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	H28. 8	3	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	H28. 8	4	農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27. 11	
番号	名 称	発行所	制定(改訂) 年月																
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農 林 水 産 省 農 村 振 興 局	R5. 4																
2	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」		H28. 8																
3	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」		H28. 8																
4	農業水利施設の長寿命化のための手引き		H27. 11																

項 目	内 容	備 考																							
(作業条件) 第 2－2 条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 業務準備や事前調査の結果、現地にある施設と本業務の対象施設が異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 (4) 本業務では、令和 5 年度業務の機能診断結果から機能保全計画を策定することを想定している。 ただし、対象とする土木構造物の機能診断時から劣化の進行が懸念される等の場合は、機能診断の再実施及び健全度の評価を見直す必要性について監督職員と協議するものとする。																								
(対象施設) 第 2－3 条	本業務の対象とする施設の諸元は、別紙－ 1 業務対象施設一覧表に示すとおりである。																								
(参考図書) 第 2－4 条	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th><th>制定(改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-</td><td rowspan="2">(社)日本コンクリート工学会</td><td>H25. 5</td></tr><tr><td>2</td><td>コンクリート診断技術 ‘21</td><td>R3. 3</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	制定(改訂) 年月	1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	H25. 5	2	コンクリート診断技術 ‘21	R3. 3													
番号	名 称	発行所	制定(改訂) 年月																						
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	H25. 5																						
2	コンクリート診断技術 ‘21		R3. 3																						
(貸与資料) 第 2－5 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><th>分 類</th><th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr><tr><td rowspan="2">現況関係資料</td><td>土地改良施設台帳付属図面</td><td>1 式</td></tr><tr><td>事業誌</td><td>1 式</td></tr><tr><td rowspan="7">報告書</td><td>平成15年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 宮田用水地区大塚支線水路予防保全計画作成業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成21年度 大江奥村導水路他機能保全計画作成業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成23年度 濃尾用水第二期地区 大江幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成23年度 濃尾用水第二期地区 大江幹線水路他機能保全計画作成その 3 業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成28年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路他機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>平成28年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断業務</td><td>1 式</td></tr><tr><td>令和 5 年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断調査業務</td><td>1 式</td></tr></table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況関係資料	土地改良施設台帳付属図面	1 式	事業誌	1 式	報告書	平成15年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 宮田用水地区大塚支線水路予防保全計画作成業務	1 式	平成21年度 大江奥村導水路他機能保全計画作成業務	1 式	平成23年度 濃尾用水第二期地区 大江幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務	1 式	平成23年度 濃尾用水第二期地区 大江幹線水路他機能保全計画作成その 3 業務	1 式	平成28年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路他機能診断業務	1 式	平成28年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断業務	1 式	令和 5 年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断調査業務	1 式	
分 類	貸 与 資 料	数 量																							
現況関係資料	土地改良施設台帳付属図面	1 式																							
	事業誌	1 式																							
報告書	平成15年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 宮田用水地区大塚支線水路予防保全計画作成業務	1 式																							
	平成21年度 大江奥村導水路他機能保全計画作成業務	1 式																							
	平成23年度 濃尾用水第二期地区 大江幹線水路他機能保全計画作成その 2 業務	1 式																							
	平成23年度 濃尾用水第二期地区 大江幹線水路他機能保全計画作成その 3 業務	1 式																							
	平成28年度 濃尾用水第二期地区 新般若幹線水路他機能診断業務	1 式																							
	平成28年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断業務	1 式																							
	令和 5 年度 濃尾用水第二期地区 奥村幹線水路他機能診断調査業務	1 式																							

項 目	内 容	備 考
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 6 条	第 2 - 4 条、第 2 - 5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。	
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 - 2 機能保全計画策定作業項目内訳表に示すとおりである。	
(作業の留意点) 第 3 - 2 条	業務の実施に当たって特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。 (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (3) 第 2 - 4 条、第 2 - 5 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (4) 調査対象施設は、2 回目又は 3 回目の機能診断を実施していることから、過年度に行った調査内容を確認、活用して、効率的に作業を実施するものとする。 (5) 土木構造物の性能低下予測に当たっては、複数回の健全度をもとに劣化曲線を作成するなど、対象施設の老朽化の傾向を適切に予測できる検討を行うものとする。 (6) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上で作業を行うものとする。 なお、作成した電子データは、成果物に含むものとする。 (7) 機能保全対策シナリオの検討に当たっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) 及び新技術情報システム (NETIS) 等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース (NNTD) については、http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム (NETIS) http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。	

項 目	内 容	備 考
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条	(8) 対策内容の検討に当たっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。 (9) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 (10) 令和5年度業務にて、各施設の付帯構造物（空気弁を除く）の機能保全計画書を作成している。本業務にて作成する機能保全計画書は、令和5年度業務にて作成した計画を包括した、施設全体の機能保全計画書を作成するものとする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 (１) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 (２) 機器等の導入 １) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (３) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い １) 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条 (管理者説明) 第4－2条 第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(機能保全計画の策定段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 本業務は、以下の段階において施設管理者への説明を予定しており、説明時には管理技術者が出席するものとする。 また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。 第1回 機能保全計画の策定段階 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部 (2) 成果物の出力(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1部	

項 目	内 容	備 考
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中昭和区安田通4丁目8番 東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6－1条	業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2－2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第2－3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第4－2条に示す「管理者説明」に変更が生じた場合 (6) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (7) 履行期間の変更が生じた場合 (8) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (9) その他	
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7－1条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとする。	

別紙－１ 業務対象施設一覧表

施 設 項 目	施設区分	構 造 形 式 等	数 量
奥村幹線水路	土木構造物	コンクリート構造物 鉄筋コンクリート函渠 チェック工 (計画通水量 $Q=4.8\text{m}^3/\text{s}$)	13,142.10m
	付帯施設	空気弁	9基
大江奥村導水路	土木構造物	コンクリート構造物 現場打ち鉄筋コンクリート函渠 チェック工 (計画通水量 $Q=21.2\text{m}^3/\text{s}$)	1,709.80m
	付帯施設	空気弁	4基
大塚支線水路	土木構造物	パイプライン (チェック工を含む) FRPM管 DCIP管 SP管 (計画通水量 $Q=2.5\text{m}^3/\text{s}$)	2,568.19m
	付帯施設	空気弁	4基
二ツ寺支線水路	土木構造物	コンクリート構造物 鉄筋コンクリート函渠 パイプライン (チェック工を含む) FRPM管 DCIP管 SP管 (計画通水量 $Q=3.4\text{m}^3/\text{s}$)	54.64m 3,950.85m
	付帯施設	空気弁	9基
計	土木構造物	コンクリート構造物 計 パイプライン 計	14,906.54m 6,519.04m
	付帯施設	全体 合計 空気弁 計	21,425.58m 26基

別紙－２ 機能保全計画策定作業項目内訳表

1 土木構造物

対象施設：別紙－１ 業務対象施設一覧表 土木構造物

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	
2. 性能低下予測	令和 5 年度業務にて検討した性能低下要因及び健全度評価の結果を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により性能低下予測を行う。	1 式	
3. 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。	1 式	
4. 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせる対策シナリオを複数作成する。	1 式	
5. 機能保全コストの算定	対策シナリオごとに機能保全コストを算定し、比較する。 (コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)	1 式	
6. 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。 なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を施設管理者と調整の上、作成する。	1 式	
7. 農業水利ストック情報データの作成	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	1 式	
8. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	

2 付帯施設

対象施設：別紙－１ 業務対象施設一覧表 付帯施設

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地確認を行う。	1 式	

作業項目	作業内容	作業数量	備考
2. 性能低下予測	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測（余寿命予測）を行う。	1 式	
3. 機能保全対策の検討	R5 年度業務の機能診断業務を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。	1 式	
4. 対策実施シナリオの作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。	1 式	
5. 機能保全コストの算定	対策実施シナリオによる機能保全コストとして、下記費用を算定する。 ①当面の整備に必要な費用 ②今後の更新等に必要な費用（想定） ③定期点検に必要な費用 （コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）	1 式	
6. 機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、施設重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画（施設監視計画の作成を含む。）を策定する。	1 式	
7. 農業水利ストック情報データの作成	農業水利ストック情報データベース資料を作成する。	1 式	
8. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	